設計業務等標準積算基準

平成 27 年 10 月

山梨県 県土整備部

はじめに

山梨県県土整備部で適用する「設計業務等標準積算基準」は、国土交通省の平成27年度版設計業務等標準積算基準書および同(参考資料)(以下、「国版」という。)に準じています。 なお、以下については山梨県県土整備部が別途定めるものを優先し、適用することとします。

- 〇「第4編調査、計画業務/第4節道路施設点検業務/4-2橋梁定期点検業務積算基準」について
 - ・山梨県橋梁点検要領に基づく、「橋梁定期点検・初回点検歩掛」
- 〇「第1編総則/第1章総則(参考資料)/第2節設計等における数値の扱い/2-1設計価格等の扱い」について
- ・設計に使用する価格は、原則として、公告日(指名通知日)における市場価格とし、消費税抜きで積算するものとする。
- 〇「第1編総則/第1章総則(参考資料)/第2節設計等における数値の扱い/2-2端数処理等の方法」について
- ・物価資料を用いる単価の決定については、掲載されている実勢価格の最低値を採用する。ただし、一方の資料にしか掲載のないものについては、その価格とする。なお、適用時期は毎月とする。